

私立高等学校等の授業料負担軽減制度申請受付のお知らせ

東京都と(公財)東京都私学財団は、私立高等学校等に在学する生徒及び生徒の保護者を対象に、授業料負担を軽減するため、下記のとおり平成23年度分について、申請の受付を開始します。
2つの制度は、併せて受けることができます。

1 申請について

(1) 対象世帯・軽減額

区分	対象世帯	軽減額(年額) 【就学支援金+授業料軽減助成金】
①	生活保護世帯	423,000円
②	住民税が非課税又は均等割のみの世帯	377,000円
③	住民税のうち区市町村民税所得割額が年額18,900円未満の世帯	300,600円
④	住民税が一定基準以下の世帯 (年収目安(4人世帯)約350万円~760万円)	220,200円
⑤	住民税が一定基準を超える世帯 (年収目安(4人世帯)約760万円~) ※授業料軽減助成金対象外	118,800円

※対象となる学校が一部異なりますので、詳細については、下記HP等でご確認ください。

(2) 提出時期等について

	授業料軽減助成金	就学支援金(加算分)
申請書	在学する私立高等学校等から配布されます。	
提出時期	郵送受付 6月24日(金)~7月25日(月) 窓口受付 7月15日(金)・16日(土)・28日(木)・29日(金)	6月下旬から7月中旬
提出先	(公財) 東京都私学財団	在学する私立高等学校等

※就学支援金(一律分)は、学校を通して、平成23年度当初に申請受付済みです(一部の学校を除く。)

2 問合せ先

(1) 授業料軽減助成金

(公財) 東京都私学財団

電話 03(5206)7925(直通・テレホンガイド)

HPアドレス <http://www.shigaku-tokyo.or.jp>

(2) 就学支援金

東京都就学支援金事務センター

電話 03(5206)7814(直通・テレホンガイド)

HPアドレス <http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/shigaku>

<参考> 制度の概要

1 授業料軽減助成金制度

(公財) 東京都私学財団が実施する制度です。私立高等学校等に在学する生徒と保護者が平成23年5月1日以前から引き続いて都内に在住している場合に、保護者に対して支給されます。

2 就学支援金制度

法律に基づく全国一律の制度として、平成22年4月1日から開始された授業料負担軽減制度で、授業料の一部に充てる費用として「就学支援金」を学校に支払い、家庭の教育費負担を軽減するものです。

【問合せ先】

(公財) 東京都私学財団

(直通) 03-5206-7928

生活文化局私学部私学振興課

(直通) 03-5320-7702